

第35回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成29年5月10日 午後3時～午後4時00分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員 (14人)

会長	5番	内田 昌明
会長職務代理者	14番	阿佐美 安德
委員	1番	石原 輝雄
	2番	齋藤 清
	3番	宮沢 福夫
	6番	町田 まさ江
	7番	重田 俊一
	8番	武士 千雅子
	9番	清水 和男
	10番	富田 孝行
	11番	松浦 好一
	12番	山口 久雄
	13番	原 一仁
	15番	根岸 昇

4、欠席委員 (1人) 4番 福島 勝繁

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 玉村町農業農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久

事務局 齊藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第35回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する
議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議
ありませんか。

(異議なし)

それでは、1番 石原委員・2番 齋藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の齊藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願
いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号42900059について議案書と詳細を朗読、説明】

農地法第3条第2項の各号に該当していないことを説明。

議長 番号1、42900059の審議を行います。この件に関しまして、農地部会が現地調
査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900059については、進入路がなく、隣地の農地所有者が取得するということ
ですので、許可と判断しました。

議長 ありがとうございました。

地元委員の意見はどうか。

委員 申請地につきましては、区でも問題になっていた農地でありまして、進入路がなく、所有者は農業を行っていないため、耕作放棄地のようにになっており、区でも隣地所有者に管理していただきたく、頼んでいる場所でした。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900059 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900059 について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42900059 は原案のとおり許可と決定いたします。

続いて、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号 番号 1 受付番号 42900045 について資金証明が間に合わなかったため、保留することを説明】

【議案第 2 号 番号 2 受付番号 42900058 について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 続きまして番号 2、42900058 の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900058 につきましては、申請地は農地の広がりがなく、転用による周りの農地への影響はないと判断できますので、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42900058 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900058 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42900058 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

採決が全案件、全員賛成でしたので審議会付議案件は「なし」とします。

続きまして、議案第3号 玉村町農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について、過日の候補者評価委員会及び町長の決定についての経過を併せて事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号 玉村町農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について、朗読、説明】

議 長 それでは、議案第3号について、質疑に入りますが、はじめに農業委員についてはどうなりますか。

事務局 農業委員は12名ありますが、評価委員会を開催して結果を町長に報告した結果、参考資料にある12名が候補者になりました。今後、議会の同意を得て任命される運びとなります。

議 長 改正後初めての改選となりますので、ご意見、発言のある方は挙手願います。

(なしの声)

議 長 今回は大きな改革ということで、今までとは違う流れとなります。推進委員については委員会で評価決定する予定でありましたが、農業委員候補者の決定に伴い、定数どおりの候補者数になり、議案第3号にあります4人で決定ということでもあります。よろしいでしょうか、特に意見が無ければ、この4人で決定とさせていただきます。

次第4の議事については、終了といたします。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
報告を朗読、説明】

議長 報告事項について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議長 発言は無いようですので、次第5については終了といたします。
続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【その他について、朗読、説明】

議長 東京銀座のぐんまちゃん家での玉村町産野菜の消費宣伝についてであります
が、1階の外は路上販売禁止ですので、幅が1mもない部分から出てはいけな
いとのことであります。また、2階も使える日程となりますと、6月の3日間しか
ありません。

委員 6月になると、野菜もないし農作業の日程的にも厳しいので、5月中でなんと
かならないのか。また、7月ではどうか。

事務局 1階外スペースだけで、5月に空きがあるか確認してみます。

議長 今回は、日程を決めることが出来ませんので保留とし、事務局で調整をお願い
します。その他、委員より何かありますか。

議長 なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたしま
す。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人